

## 「(仮称) 藤沢市パートナーシップ宣誓制度」(素案)に係る パブリックコメント(市民意見公募)の実施結果について

「藤沢市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)をはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざし、パートナーシップ宣誓制度の創設について検討を進めるにあたり、広く市民の皆様の見解等を参考とするため、パブリックコメント(市民意見公募)を実施しました。

実施結果について、別紙のとおり市の考え方を付して公表します。なお、提出されたご意見は、趣旨を損なわない範囲で類型化し要約しています。

貴重なご意見ありがとうございました。

### 1 パブリックコメントの実施概要

意見等を募集した件名	「(仮称) 藤沢市パートナーシップ宣誓制度」(素案)
実施期間	2020年(令和2年)7月28日(火)から8月26日(水)まで (必着)
意見等を提出できる方	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する方及び その他利害関係者
実施案内	広報ふじさわ及び市ホームページで周知 人権男女共同平和課、市役所(本庁舎・分庁舎)総合案内、市 政情報コーナー、各市民センター・公民館で配布
意見等の提出方法	郵送、ファックス、持参又は市ホームページからの電子提出

### 2 パブリックコメントの実施結果

意見等の提出者数	20人
意見総数	49件
意見要旨及び市の考え方	別紙のとおり

### 3 問い合わせ先

藤沢市企画政策部人権男女共同平和課  
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
電話 0466-50-3501(直通)  
FAX 0466-50-8436  
e-mail fj-jinkendanjyo@city.fujisawa.lg.jp

別紙 意見要旨及び市の考え方

通番	項目	意見要旨	市の考え方
1	「3制度の概要」について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の概要の中の「セクシュアル・マイノリティや事実婚など同性・異性を問わず」という点が素晴らしい。</li> <li>同様意見他に1件</li> </ul>	<p>パートナーシップ宣誓制度は、「藤沢市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、セクシュアル・マイノリティや事実婚など、同性・異性を問わず、パートナーシップのある二人が、両者の自由意思により、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、市長が宣誓書を受領したことを証するものです。</p> <p>この制度の創設により、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）をはじめとする多様性への理解が進み、当事者の抱える生きづらさの軽減につながるよう、周知・啓発の取組を進めてまいります。</p>
2	「4宣誓者の要件（2）」について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップを希望するカップルの片方が藤沢市に在勤/在学していれば申請できるようにしていただきたい。</li> <li>同様意見他に1件</li> <li>・藤沢市以外や外国人(在留者・外国人国籍)の方においても考慮したものだとより優しいと思う。</li> <li>・「双方ともが市内に転入予定」で十分だと思う。</li> <li>・「他方が3カ月以内に」との期限は設けないか、もっと長くした方が良い。</li> <li>・要件の緩和を望む。</li> </ul>	<p>本制度は、市が導入する制度として、基本としては双方が市内に住所を有していることとします。</p> <p>また、一方が市内に住所を有していることで、他方が市内に転入されることが推測されることから、転入予定地が確認できる書類の提出は求めません。</p> <p>住まいを探してから住み始めるまで概ね3か月あれば可能ではないかと考えます。</p> <p>本制度は、在留資格のある外国籍の方も対象となります。</p> <p>宣誓者の要件の拡大については、今後の社会情勢等を注視してまいります。</p>
3	「4宣誓者の要件（4）」について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養子縁組を解消しなくても利用できる制度にしてほしい。</li> <li>同様意見他に6件</li> </ul>	<p>本制度は、現行の婚姻制度が利用できない（しづらい）方々の悩みや生きづらさの軽減と、自分らしい生き方に寄り添うことと同時に、市民や事業者の皆様にも制度の趣旨をご理解いただく必要があるため、基本的には現行の婚姻制度の婚姻のできない続柄の方は対象としないこととしました。</p> <p>ただし、パートナーシップ宣誓制度がない状況でやむを得ず養子縁組を行う方もいることから、養子縁組を解消すれば宣誓できることとしています。</p>

通番	項目	意見要旨	市の考え方
4	「9 その他(2)」について	<p>・パートナーシップ宣誓制度そのものの周知に加え、性的少数者の存在や現状を知ってもらうためには、市民への幅広いアプローチが必要と思う。 同様意見他に1件</p> <p>・藤沢市として医療機関や学校、公的施設（公的住居を含む）にパートナーシップへの理解が深まるよう情報提供や教育等、積極的な働きかけをしていただきたい。</p> <p>・学校現場でも何らかの形で取り上げていただきたい。 同様意見他に1件</p> <p>・利用する人たちが望まないカミングアウトや不利益を被ることのないように、行政が、誰かの権利を踏みにじることをないようにしていただきたい。</p>	<p>本制度導入によりセクシュアル・マイノリティ等の方々の生きづらさを軽減するためには、市民、事業者の皆様のご理解、ご協力が重要であると認識しています。</p> <p>セクシュアル・マイノリティへの社会的な偏見や差別などによって、賃貸住宅への入居や病院に入院しているパートナーの病状の説明を受けることを家族ではないという理由で断られる事例などがあると伺っていることから、市内の医療機関や不動産関連団体をはじめ、市民、事業者等への周知、啓発に努めてまいります。</p> <p>セクシュアル・マイノリティの方の多くは、思春期にほかの人との違いに悩み始めるといわれています。悩んでいるその時期に、身近な大人に相談ができること、また、周囲の人がその違いを受けとめられることが大切であると考えます。制度の導入を機に、さらに、教育委員会と連携して、理解の促進に努めてまいります。</p> <p>職員がセクシュアル・マイノリティについて理解し、市民対応や施策に反映することが重要であると考えておりますので、パートナーシップ宣誓制度の導入にあたり、職員への制度の周知とともに、セクシュアル・マイノリティの理解促進に努めてまいります。</p>
5	制度全般について (制度の創設を肯定する意見)	<p>・藤沢市がパートナーシップ宣誓制度を創設すること、大賛成。 同様意見他に14件</p>	<p>パートナーシップ宣誓制度は、「藤沢市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、セクシュアル・マイノリティや事実婚など、同性・異性を問わず、パートナーシップのある二人が、両者の自由意思により、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、市長が宣誓書を受領したことを証するものです。</p> <p>この制度の創設により、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）をはじめとする多様性への理解が進み、当事者の抱える生きづらさの軽減につながるよう、周知・啓発の取組を進めてまいります。</p>

通番	項目	意見要旨	市の考え方
6	制度全般について (制度を利用した場合に受けられる本市の行政サービス等への意見)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市として受領証を持つ方々に対して具体的な施策は行うのか。(例えば、市営住宅への入居、市民病院での手術同意に関して夫婦と同じとみなす等) 同様意見他に2件</li> <li>制度が開始した後は、ホームページなどで具体的に利用できる公共サービスや事業者について広報をすると、利用しやすい人が増えると思う。</li> </ul>	<p>制度導入により、宣誓された方が受領証を提示することで利用できる本市の行政サービス等(市営住宅の入居資格や、市民病院における病状説明や手術の同意など)については、検討を進めています。</p> <p>併せて、民間事業者や市民の皆様に対して、周知・啓発に努めてまいります。</p> <p>制度導入後、利用できる本市の行政サービス等については、市ホームページ等により周知してまいります。</p>
7	制度全般について (自治体間相互利用に関する意見)	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に開始している自治体の、横須賀市・鎌倉市・逗子市・葉山町のように、他市との相互利用も検討していただきたい。 同様意見他に3件</li> </ul>	<p>神奈川県内におきましては、8市町で制度を導入しているほか、今後の導入を検討している自治体もあるなど、制度の広がりが見込まれています。</p> <p>こうした状況の中、「自治体間相互利用」として、制度を導入した自治体間で転出、転入する場合の手続きを簡素化することによる利用者の負担軽減など、一定の効果が期待できることから、近隣自治体との連携について、検討してまいりたいと考えています。</p>
8	制度全般について (制度の対象についての意見)	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートナーシップの対象を同性だけでなく異性の事実婚カップルにも適応していただきたい。</li> <li>今後は、例えば、ポリアモリー(複数愛)などのカップルなど、さらに対象を拡大する検討も必要だと思う。</li> </ul>	<p>本制度は、セクシュアル・マイノリティや事実婚など、同性・異性を問わず、パートナーシップのある二人で、宣誓者の要件を満たしていれば対象となります。</p> <p>対象(宣誓者の要件)の拡大については、今後の社会情勢等を注視してまいります。</p>
9	制度全般について (当事者の声を聴くことについての意見)	<ul style="list-style-type: none"> <li>執行前にパートナーシップについての匿名のアンケート調査を試みたいかがか。</li> <li>このパートナーシップ宣誓制度が、暮らしの中の困りごとを解決するためのものになるよう、是非当事者の声を聴く機会を設けて、良い制度になるようにしていただきたい。</li> </ul>	<p>今回のパブリックコメントは当事者の方も含め皆様からのご意見をお聞きするために実施しました。結果、複数の当事者の方からご意見をいただきました。</p> <p>また、10月20日から11月5日までの間、市ホームページにおいて当事者からの意見募集を実施しました。</p> <p>今後も、当事者の方のご意見をお聞きする機会を設け、施策の参考にさせていただきたいと考えています。</p>
10	その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートナーシップ制度と同時に、(特に職場での)アウティングやマイノリティ差別禁止法などもご検討いただけると嬉しい。</li> </ul>	<p>今後、国・県の動向や先進的な取組に関する情報収集を図りつつ、「藤沢市人権施策推進指針」の見直し等と合わせて、多角的な視点により本市にふさわしい人権施策を進めてまいりたいと考えています。</p>